

令和 7 年度浜田市山藤功奨学金奨学生募集要項

【趣旨】

浜田市山藤功奨学金制度は、浜田市出身の故山藤功氏のご遺志を受け継がれた山藤法子氏からの寄附金を原資としており、優れた素質と向学心を持ちながら、経済的な理由により修学が困難な学生に対し、奨学金を給付することにより、学業に専念できるよう修学を支援することを目的としています。

この趣旨に基づき、令和 7 年度浜田市山藤功奨学金奨学生を次により募集します。

この奨学金は、令和 7 年度浜田市予算の成立を前提条件としています。

【募集人員】 2 名

【募集期間】 令和 7 年 1 月 6 日（月）～令和 7 年 3 月 31 日（月）17 時

※郵送の場合は、3 月 31 日（月）の消印有効

【応募資格】 以下の(1)～(4)の全てを満たす者

- (1) 保護者が浜田市内に住所を有していること。
- (2) 令和 7 年 4 月に学校教育法に基づく大学（大学院及び短期大学を除く。）に進学（1 年次に在籍）予定であること。
- (3) 人物が良好でかつ、学業の成績が優秀であって、出身学校長の推薦を受けられることができること。
- (4) 保護者（生計維持者※）の令和 6 年中の収入又は所得の合計が概ね次の金額以下であること。

	給与所得者の年間収入	左記以外の者の年間所得
3 人世帯	700 万円	474 万円
4 人世帯	800 万円	552 万円
5 人世帯	900 万円	632 万円

※原則として父母(2 名)が「生計維持者」となります。

【奨学金の給付金額等】

- (1) 給付金額 月額 3 万円
- (2) 給付時期 前期分を 4 月末、後期分を 10 月末とし、原則として半年分ずつ指定口座に振込みます。ただし、最初の年の 1 回目の振込みは 7 月頃になります。

【給付対象期間】

令和7年4月分から最大4年間（最短修業年限の最終月まで）

【申請の手続き】

申請に必要な書類は次のとおりです。

※(1)～(4)については募集期間内、(5)については4月以降、(6)については6月以降に提出してください。ただし、令和7年1月1日に浜田市に住所がある方は(6)は必要ありません。

- (1) 山藤功奨学金給付申請書（様式第1号）
- (2) 履歴書
- (3) 学業等に関する証明書（進学用調査書）
- (4) 卒業見込み又は卒業した高等学校の学校長が発行する推薦書
ただし、高等学校卒業程度認定試験合格者で大学に進学した者は、卒業した中学校の学校長が発行する推薦書と高等学校卒業程度認定試験合格成績証明書
- (5) 大学の在学証明書
(進学後、4月末日までに提出。4月初旬に応募者へ別途依頼します。)
- (6) 生計維持者の令和7年度所得課税証明書
(令和7年1月1日に浜田市に住所がない方のみ、令和7年6月1日以降に提出。)

※(2)～(6)の書類については、浜田市奨学金（貸与型）も同時に申請する場合は、兼ねることができるため1部のみの提出で構いません。ただし、(1)の申請書は必要となります。

※(3)の証明書については、第3学年3学期末時点のものとし、募集期限に間に合わない場合は、令和7年4月末日までに提出してください。

【提出先】

卒業若しくは卒業見込の高等学校又は教育委員会教育総務課

【決定及び通知】

浜田市奨学金審査委員会を開催し、申請書及び関係書類に基づき、応募者の人物並びに学業成績、家計等について審査が行われます。審査結果を踏まえて、奨学生を決定し本人に通知します。採用にならなかった方にもその結果をお知らせします。

審査書類が整う6月以降の審査となりますので、決定は7月頃の予定です。

令和8年4月以降は毎年度、在学証明書等の提出を求め、在学等の確認をします。

【他の奨学金との併給】

当奨学金は、他の奨学金と併給することができます。ただし、浜田市が行う他の奨学金との併給はできませんが申請を行う事はできます。

【お問い合わせ】

浜田市教育委員会 教育総務課 総務企画係

〒697-8501 島根県浜田市殿町1番地

電話番号 0855-25-9700（直通）、0855-22-2612（代表）

FAX 0855-22-5090

メールアドレス kyouikusoumu@city.hamada.lg.jp

